

上田札幌市長との「公契約条例」に係る意見交換（発言要旨）

1 日 時 平成24年3月19日（月） 10:00～11:20 ビルメン会館 2階 役員会議室

2 出席者

(1) 札幌市 … 上田札幌市長、新谷財政局理事

(2) 道協会 … 山田会長、逸見副会長、岡田副会長、（及川事務局次長）

3 発言要旨

【上田市長】

- ① 厳しい経済情勢の中で、行政の責任として公契約条例を制定し、札幌市の経済の循環を図るとともに、業界全体を良くするための手段として、全国3千の自治体に働きかける運動として進めていきたい。
- ② これまで、入札制度において最低制限価格を引き上げるなど、それなりの改善を図り意見交換も何回かさせていただいた。
- ③ 条例については、施行までには時間がかかると考えているが、この条例により、工事を含め、1千200億円が消費にまわり、市の経済循環に貢献する。
- ④ これを労働者の環境改善のための一つの運動としてとらえて、協力とご理解を願いたい。
- ⑤ 最低賃金の引き上げ分を、条例の対象外の者に福利厚生などの形で還元できないか。
- ⑥ 入札制度の改善要望については、かなり改善を図ったつもりだが、協会にすればまだまだということですので、今後も入札制度の改善に向けた常設の機関を作って、引き続き検討させていただきたい。

【ビルメン協会】

- ① 最低制限価格の引き上げについては、我々が長年要望してきたことに応えていただき、評価をしているが、公契約条例とは全く別ものであり、まだまだ多くの問題、課題がある。
- ② 入札制度については、予定価格の積算が同規模、同仕様の物件でばらつきが大きい、不良不適格業者の排除や作業の評価制度など、今後改善の上、その結果を評価する必要がある。
- ③ 公契約条例については、現在の厳しい経済情勢の中で、企業に新たな財政負担を強いるもので、倒産する企業もでてくる懸念がある。その理由として、
 - ・ 札幌市内の当協会会員の清掃従事者は、約1万6千人であるが、条例の対象となるのは360人程度で、割合としては、3%弱である。
 - ・ 条例は、残りの97パーセントの賃金アップ、底上げを企業に求める趣旨、意向であるが、昨今のデフレ経済の中で、企業側にそのような体力、原資はない。
 - ・ 企業としては、同一労働・同一賃金が基本であるので、対象となるものとならないものと賃金に格差ができ、対象外の者から賃上げ要求がされ、労使紛争の元になる。
- ④ 労働関係法令において、受注者（雇用者）には責務はあるが、発注者に責務がないことから、我々は、長年にわたり労働局に要望をしており、市としても国に働きかけをお願いしたい。
- ⑤ まず、入札制度の改善について実施していただき、その改善結果について十分時間をかけて検証し、その上で、公契約条例の制定についてその必要性を議論すべきであり、現時点での制定には反対である。

【上田市長】

これまでも、ビルメン協会の考え方については報告を受けていたが、今日は直接いろいろな話を聞かせていただいた。引き続き話し合いをし、信頼関係を築き、入札制度の改善などに取り組んでいくので、よろしくお願いしたい。

※ 当協会の考え方に変わりはなく、市長との面談では平行線に終わった。